参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和５年２月２２日
支出負担行為担当官
気象庁総務部長　石谷　俊史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

本業務については、テレワーク中の職員が所有するスマートフォン等に業務用電話番号を追加するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該ソフトウェアの構造及び動作等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

２　業務概要

（１）業 務 名　電話番号使い分けサービスの提供（単価契約）
（２）業務内容　テレワーク中の職員が所有するスマートフォン等に業務用電話番号を追加する
（３）履行期間　令和５年４月１日(土)～令和６年３月３１日(日)

３　業務目的

テレワーク中の職員が所有するフィーチャーフォン・スマートフォン（以下、「携帯電話」という）に業務用電話番号を付することで、業務上必要な電話連絡をした際に発生する通話料を、職員に負担させない仕組みを構築する。

４　応募要件

（１）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②令和４・５・６年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（２）技術力に関する要件

本サービスを円滑かつ安定的に稼働・運用できる実績を有すること。

（３）設備・ソフトウェアに関する要件

①　音声通信（回線交換ネットワーク）を利用したサービスであること。

②　職員が所有する携帯電話により本サービスを利用できること。

③　職員が所有する携帯電話に対して一の業務用電話番号を紐づけして本サービスを利用できること。

（４）守秘性に関する要件

①　当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②　本サービスの利用にあたっては職員の氏名や、携帯電話の私用の電話番号といった個人情報（以下、「個人情報）という）を取り扱うことから、その取扱いについては法令、国が定める指針その他の規範を遵守し適切に取り扱うこと。

③　本サービス利用のために提供された個人情報は本サービス利用という目的以外に利用せず、第三者に漏洩することのないようにすること。

（５）業務実績に関する要件

音声通信（回線交換ネットワーク）を利用したサービスを制作・運用した実績を有すること。

5　手続等

（１）担当部局

〒105-8431　東京都港区虎ノ門３－６－９

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係　門田 元

電話 03-6758-3900（内線 2514）

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

令和５年２月２２日（水）から令和５年３月１６日（木）まで　（１）に同じ

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和５年３月１７日（金）１７時まで　（１）に同じ。　持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に（１）へ連絡を入れること）すること。

6　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口　５（１）に同じ。

（３）一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（４）令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。